

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

持永木材株式会社

平成20年3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 持永木材株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 持永木材株式会社の審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I 持永木材株式会社の概要

1. 申請者名称・所在地 持永木材株式会社 代表取締役 持永宏一
(本社・住宅資材部)
宮崎県都城市早鈴町2040番地1
(製材部・プレカット事業部)
宮崎県都城市早鈴町1866番地4
2. 認定事業体 持永木材株式会社
3. 事業内容・業種 製材、住宅資材販売、プレカット加工
JAS規格 AQ認証取得
4. 沿革・概要

持永木材株式会社(宮崎県都城市)は、都城市内において、製材・プレカット加工製品及び住宅資材・建材の販売等を行っている事業体である。

現在の年間原木消費量は、約4.5万m³で、取り扱う木材は、全て国産スギ材(宮崎県産材9割、鹿児島県産材1割程度)であり、製材品の得意先は、九州全域から、東北・関東・近畿地方と全国に広がっている。

また、プレカット事業では、「良質な住まいづくり」をモットーに、徹底した品質管理を行い、プレカット加工された軸組工法の構造材等を、宮崎県産材として産地直送による全国販売を実施している。

同社は合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定を受けており、さらに、同社製材工場は、JAS規格認定(品目/構造用製材、人工乾燥構造用製材)、プレカット工場は、木質建材製造・品質管理優良工場としてAQ認証を受けている。

今回のSGEC認定事業体への取組は、先にSGEC認証森林として認証されている「山三ツリーファーム」(東臼杵郡美郷町)、住友林業(株)宮崎社有林等の宮崎県内の認証森林を想定してのことであり、SGEC森林認証材のブランド化の取組に、県内有数の製材事業体として寄与しようとの取り組みである。

なお、同社は、新生産システムに参加しており、2008年3月には、年間加工能力45,000m³の新製材ラインが完成し、試運転を開始しており、今後、生産力が倍増する見込みである。

【持永木材株式会社の沿革・概要】

- | | |
|---------|-------------------------|
| 昭和32年8月 | 創業 |
| 昭和35年1月 | 持永木材株式会社設立(資本金100万円) |
| 3月 | 工場を新設し、主に一般建築材の生産販売を開始。 |

昭和 40 年 12 月 資本金 8 0 0 万円に増資。
 昭和 41 年 3 月 都城市内製材所を買収し、同社の第 2 工場として一般建築材を生産販売開始。
 昭和 50 年 4 月 本社と第 2 工場を統合し、都城市早鈴町「木工団地」内に新築移転し、現在に至る。
 昭和 53 年 2 月 資本金 3 2 0 0 万円に増資。
 平成 7 年 10 月 プレカット工場新設。

○年間売上高 19 億円

○従業員数 87 名

【木材・木製品の年間取扱実績】

(平成 18 年 7 月 1 日～平成 19 年 6 月 30 日)

原木入荷量	4 5 , 0 0 0 m ³
製品出荷量	2 5 , 0 0 0 m ³
内訳 製材品	1 9 , 0 0 0 m ³
プレカット	6 , 0 0 0 m ³

※2008 年 3 月、新生産システムによる新製材ライン(45,000 m³)が完成し、稼働する予定(現在、試運転)。

5. 分別・表示管理体制の確立

製材部、プレカット部で各々「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する責任者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画図」及び「S G E C 分別・表示管理体制図」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っている。

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 持永木材株式会社の審査経過

持永木材株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄、宇佐美均の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年1月25日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

2月5日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(本社事務所・原木置き場・製材所・プレカット加工所)

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕、鳥越貞雄、宇佐美均

(出席者)

持永木材株式会社 専務取締役 持永光志

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原木の購入、製材(含・チップ・バーク)からプレカット加工における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 持永木材株式会社事務所及び原木置き場、製材所、プレカット加工所において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。

3月21日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理方針書(製材部)
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理方針書(プレカット部)
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 持永木材株式会社 HP : <http://www5.ocn.ne.jp/~motinaga/>

Ⅲ. 持永木材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「持永木材株式会社審査判定表（分別・表示）」の 10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、持永木材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

持永木材株式会社(宮崎県都城市)は、昭和 32 年に製材工場として個人創業され、昭和 35 年に株式会社として設立された。都城市内において、製材・プレカット加工製品及び住宅資材・建材の販売等を行っている。

設立以来、地域の製材業の発展に寄与し、徹底した品質管理のもと製材・プレカット加工事業を行い、木造軸組工法の軸となる構造材等の良質な宮崎県産材を産地直送による全国販売を実施している。

また。製材の過程で生産されるチップは製紙会社に、バークは肥料会社に出荷している。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

持永木材株式会社を取り扱う木材は、徹底した品質管理、プレカットシステムにより高品質・高精度な部材である。

また、同社は合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定を受けている。さらに、同社製材工場は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく JAS 規格認定を受けているとともに(品目／構造用製材、人工乾燥構造用製材)、プレカット工場は、木質建材製造・品質管理優良工場として A Q 認証を受けている。従って、SGEC 認定事業体としての事業目的は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 認定事業体への取組は、先に SGEC 認証森林として認証されている「山三ツリーファーム」(東臼杵郡美郷町)、住友林業(株)宮崎社有林等の宮崎県内の認証森林を想定してのことであり、SGEC 森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、前述の認証森林とはこれまでも継続的な取引関係があるとともに、今後さらに連携を強めていくためのものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

得意先は、九州全域から、東北・関東・近畿地方と全国に広がり、顧客である工務店等に、地球環境保全の観点から国産材、特に SGEC 森林認証林産物の普及を図ることに意欲的である。また、製材の過程で生産されるチップ・バークについても、認証林産物として出荷する方針である。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

持永木材株式会社では、認証材の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理方針書」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材(含 チップ・バーク)、乾燥、加工の各段階で混在しないよう、管理責任者及び部門ごとの管理担当者を設置して、管理にあたることとしている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

持永木材株式会社には、十分な広さの土場があるとともに、明確な分類が可能な製品保管庫、倉庫を備えており、管理体制図に基づき、専務取締役を「統括責任者」とした分別・表示管理体制を整えている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

「SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書」により「管理担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に必ず実施するが、必要に応じて随時行う」こととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理方針書（製材部）
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理方針書（プレカット部）
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 持永木材株式会社 HP : <http://www5.ocn.ne.jp/~motinaga/>